

津 市

# 第8次高齢者福祉計画・ 第7期介護保険事業計画

概要版



平成30年3月  
津 市

## 計画の策定にあたって

### 計画の背景と目的

- いわゆる「団塊の世代」が75歳を迎える2025年には、医療や介護のニーズがピークに差し掛かります。これに対応できる仕組み、つまり、介護サービスの充実はもとより、医療や住まい、介護予防や日常生活への支援が確保される「地域包括ケアシステム」の完成に向けて、着実に取組を進める必要があります。
- 国が提唱する地域共生社会の実現には、「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係ではなく、お互いに支え合う地域社会をつくる必要があります。また、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を構築することが不可欠であることから、地域の社会資源を十分に活用し、津市に合った地域包括ケアシステムとしていくことが重要です。



2025年を念頭に置いて、本市における介護保険事業及び高齢者福祉施策を計画的に推進するための目標及び方向性を明らかにし、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた方策を定める計画です。

### 計画の位置づけと期間

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

本計画は、2025年を念頭に置いて、2018年度（平成30年度）から2020年度までの3年間を計画期間とします。

## 計画の基本的な考え方と基本方向

### 基本理念

#### 高齢者が安心して自立した生活を送ることのできる 心豊かで元気あふれる地域社会

「高齢者が安心して自立した生活を送ることのできる」地域社会とは、すべての高齢者の人生が尊重され、高齢者が状況に応じた適切なサービスや支援を受けながら、自らの意思で心身ともに健康で自立した生活を送ることができる社会を表しています。

「心豊かで元気あふれる」地域社会とは、すべての高齢者が、住み慣れた地域の中で、あたたかい心配りを受けて心豊かに暮らしたり、高齢者自身が人生の中で培った経験を発揮し、地域全体の力となっている社会を表しています。

### 基本方針

本計画の策定に際し、高齢者が安心して自立した生活を送れるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進により、医療や住まい、介護予防や日常生活の支援の一体的な提供を図ります。

あわせて、心豊かで元気あふれる地域社会を構築するため、高齢者の生活・活動の支援により、お互いが支えあい、交流する中で高齢者がいきいきと暮らせる地域づくりを進めます。

それとともに、介護を必要とする状態になっても、介護者とともに安心して暮らせるよう、介護サービスの充実を図ります。

## 施策の体系

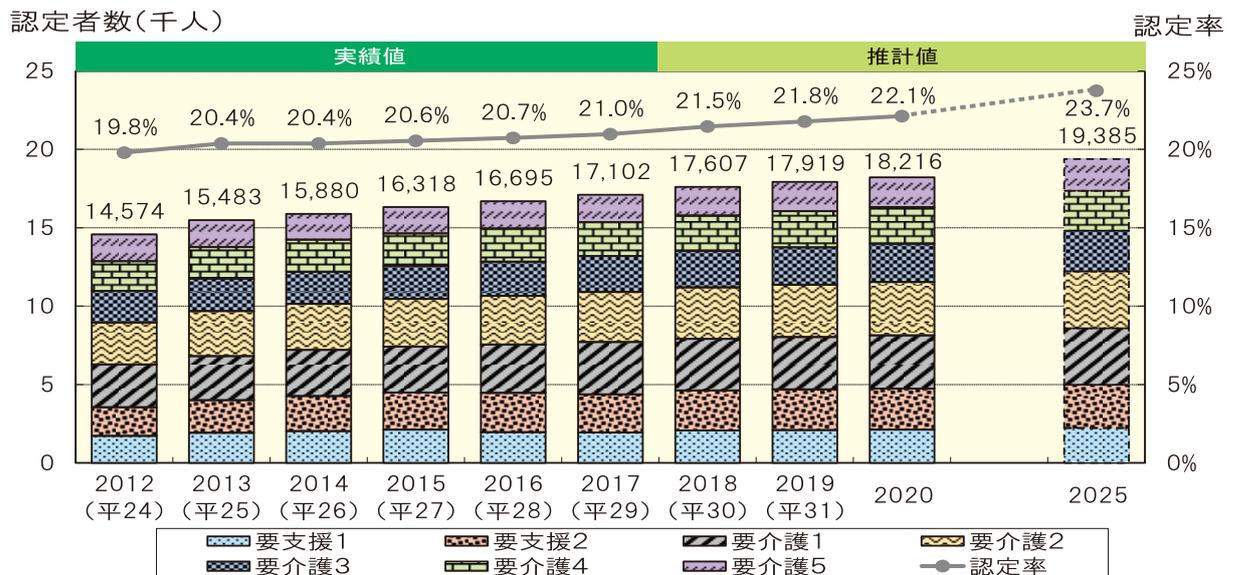
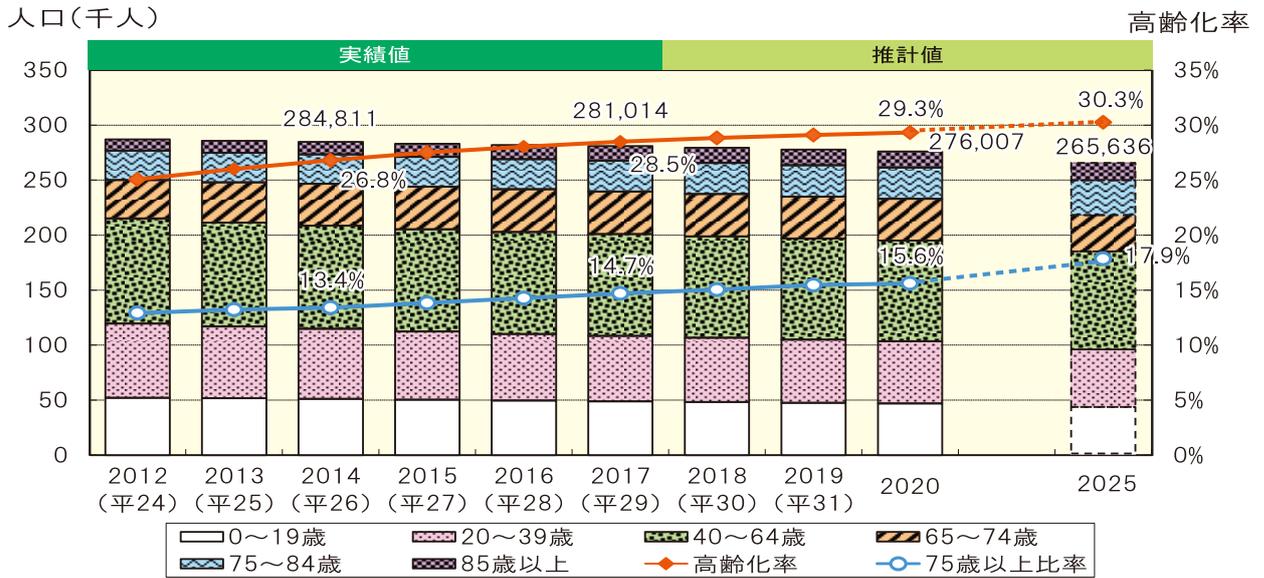
基本理念の実現に向け、次の7つの基本目標を掲げ、そのもとで施策を推進します。

基本理念	基本方針	基本目標	施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">高齢者が安心して自立した生活を送ることのできる 心豊かで元気あふれる地域社会</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域包括ケアシステムの深化・推進</p>	<p>1. 地域包括支援センターを中心とした地域づくり</p>	(1) 地域包括支援ネットワークの強化
			(2) 地域包括支援センター機能の強化
			(3) 地域ケア会議の開催
			(4) 地域における生活支援体制の構築
		<p>2. 認知症高齢者の総合的な支援</p>	(1) 認知症の早期発見・初期支援の充実
			(2) 認知症高齢者の見守り体制の構築
		<p>3. 医療・介護の連携の推進</p>	(1) 在宅医療と介護の連携
			(2) 在宅医療に関する意識の高揚
	<p>4. 地域共生の社会づくり</p>	(1) 共生型サービスの整備	
		(2) 包括的支援体制の整備	
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">高齢者の生活・活動の支援</p>	<p>5. いきいきと元気に暮らす地域づくり</p>	(1) 高齢者の多様な生きがい活動への支援
			(2) 社会参加活動への支援
			(3) 健康づくりの推進
			(4) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
		<p>6. 安心して暮らせる地域づくり</p>	(1) 住み慣れた日常生活への支援
			(2) 安心・安全な住環境の整備
			(3) 高齢者の権利の擁護
			(4) 高齢者への虐待の防止
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">介護サービスの充実</p>	<p>7. 安心して介護を受けられる体制づくり</p>	(1) 居宅サービスの充実
			(2) 地域密着型サービスの充実
			(3) 介護施設サービスの充実
(4) 家族介護者支援の推進			
(5) 介護給付の適正化			



## 人口及び要介護認定者数の推計

本市における計画期間（2018年度（平成30年度）～2020年度）及び2025年の人口及び認定者数を次のように見込みます。



平成29年10月1日現在、本市における認知症高齢者（「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上」）は、約9,600人であり、高齢者の約12%が認知症という状況です。

項目		平成29年10月1日現在
高齢者数（65歳以上）		80,059人
認知症高齢者数 （日常生活自立度Ⅱ以上）	Ⅱ	4,667人
	Ⅲ	3,324人
	Ⅳ	1,335人
	M	307人
	Ⅱ～M（合計）	9,633人
高齢者の中で認知症高齢者が占める割合		12.0%

※認知症高齢者は、要支援・要介護認定者のうち、主治医意見書に記載されている日常生活自立度がⅡ以上の者を認知症高齢者としています。

## 施策の推進

### 1 地域包括支援センターを中心とした地域づくり

介護、福祉、医療機関、地域組織など様々な関係機関との連携による地域包括支援ネットワークを強化するとともに、地域包括ケアの中核を担う地域包括支援センターの機能強化を図ります。また、地域ケア会議を通じて、地域課題の発見と地域づくりや政策形成につなげます。さらに、地域の福祉力をいかした多様な主体による多様なサービスの提供が可能となるよう、地域における支援体制の構築を目指します。

施策	主な事業の内容
(1) 地域包括支援ネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活・介護支援サポーターの活躍の場の創出</li> <li>「絆のバトン」の充実</li> <li>「高齢者の見守りに関する協定」の締結</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
(2) 地域包括支援センター機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターの周知</li> <li>在宅介護支援センターの在り方と合わせた相談体制や相談環境の充実</li> <li>居宅介護支援事業所への適切な助言</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
(3) 地域ケア会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>「小地域ケア会議」の開催</li> <li>「地域ケアネットワーク会議」の開催</li> <li>「全市レベルケア会議」の開催</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
(4) 地域における生活支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援コーディネーターによるニーズの把握、住民活動の掘り起こしと支援及びそれらのマッチング</li> <li>生活・介護支援サポーターの養成</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

### 2 認知症高齢者の総合的な支援

認知症は初期段階で適切な治療や介護を受けることで進行を遅らせる可能性があることから、医療と介護の連携による認知症の早期発見・初期支援ができる体制づくりを進めるとともに、認知症に対する正しい知識を普及します。

あわせて、地域内の関係機関のネットワークによって地域の見守り体制を構築し、認知症の人が暮らし続けられる地域を目指します。

施策	主な事業の内容
(1) 認知症の早期発見・初期支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症初期集中支援チームによる初期支援</li> <li>認知症地域支援推進員による関係機関との連携の強化</li> <li>「認知症カフェ」の開催の支援</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
(2) 認知症高齢者の見守り体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症サポーター養成講座の開催</li> <li>介護関係者や医療関係者との連携の構築</li> <li>徘徊の早期発見・保護につなげるためのネットワークの強化</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>



### 3 医療・介護の連携の推進

医療・介護にまたがる様々な支援を包括的・継続的に提供する連携体制の構築を図り、医療への依存度が高まっても、高齢者ができる限り在宅で過ごすことができる地域を目指します。

施策	主な事業の内容
(1) 在宅医療と介護の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>多職種によるネットワーク会議の開催</li> <li>患者情報共有システムの導入に向けた取組</li> <li>「津市在宅療養支援センター」の充実</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
(2) 在宅医療に関する意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅での療養生活の必要性や在宅での看取りについての啓発活動</li> </ul>

### 4 地域共生の社会づくり

地域資源を活用しながら、住み慣れた地域で高齢者が安心して暮らすことができるよう、「我が事・丸ごと」を基本に地域社会全体で支援の必要な人を支える地域共生社会づくりを目指します。

施策	主な事業の内容
(1) 共生型サービスの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者と障がい者(児)が同一の事業所でサービスを受けることができる「共生型サービス」の位置付け</li> </ul>
(2) 包括的支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念の普及・啓発</li> <li>サロンなどの居場所づくりなど、地域住民が主体となった地域活動の活発化への支援</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

### 5 いきいきと元気に暮らす地域づくり

高齢者の経験や技能をいかし、地域に貢献するなど、社会参加を促進するとともに、多様な生きがいづくり、健康づくり、介護予防の活動を支援し、元気で張りのある生活を送ることができる地域を目指します。

また、多様な主体による多様なサービスによって、介護予防と生活支援サービスが受けられる地域を目指します。

施策	主な事業の内容
(1) 高齢者の多様な生きがい活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人クラブへの加入促進と体制づくりの促進</li> <li>公共交通機関を活用した高齢者の外出支援の推進</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
(2) 社会参加活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>シルバー人材センターの機能充実に向けた支援</li> <li>シルバー人材センターの会員の確保に向けた取組の促進</li> </ul>
(3) 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者自身の主体的な生活習慣の改善への支援</li> <li>検診・健診等の重要性についての情報提供、啓発</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
(4) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	<p>【一般介護予防事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の特性等に応じた介護予防への取組の推進</li> <li>気軽に歩いて行けるところでの「憩いの場」づくりの促進</li> </ul> <p>【介護予防・生活支援サービス事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問型サービスの提供</li> <li>通所型サービスの提供</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 6 安心して暮らせる地域づくり

高齢者が尊厳を持って、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、適切な保健福祉サービスが継続的に提供されるとともに、災害時の安全やユニバーサルデザインに配慮した地域づくりを進めます。

また、判断能力が低下しても安心して地域の中で暮らせるよう、高齢者の権利が守られるとともに、高齢者への虐待を未然に防ぐことができる地域を目指します。

施策	主な事業の内容
(1) 住み慣れた日常生活への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活用具給付等事業、配食サービス事業、訪問理美容サービス事業、在宅ねたきり老人等寝具洗濯等サービス事業</li> </ul>
(2) 安心・安全な住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急通報装置の利用拡大</li> <li>「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく建築物等の指導</li> <li>地域における共助による避難支援体制づくりの推進</li> </ul>
(3) 高齢者の権利の擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活自立支援事業の活用促進</li> <li>成年後見サポートセンターにおける相談機能、利用促進（マッチング）機能、後見人支援機能などの充実</li> </ul>
(4) 高齢者への虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報・啓発活動の充実</li> <li>虐待の未然防止、早期発見と早期対応を図るための地域における支援者間のネットワークの構築</li> <li>虐待対応マニュアルの作成と共有</li> </ul>

## 7 安心して介護を受けられる地域づくり

いつまでも住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続でき、介護する人の負担を軽減し介護と仕事が両立できるよう、地域の実情や医療の需要などに応じた介護サービス体制の整備を図るとともに、必要な人の施設入所を実現できるよう介護施設を適切に整備します。

また、サービスの質の向上を図るため、人材の専門的な資質の向上を図るとともに、介護サービスに関する情報提供や苦情対応などをきめ細かく行い、介護が必要になっても安心して快適に暮らせる地域を目指します。

施策	主な事業の内容
(1) 居宅サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護サービスの提供</li> <li>通所介護サービスの提供</li> </ul>
(2) 地域密着型サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの整備</li> <li>小規模多機能型居宅介護サービスの整備</li> <li>認知症対応型通所介護サービスの事業者参入の誘導</li> </ul>
(3) 介護施設サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備</li> <li>介護医療院への転換見込み</li> </ul>
(4) 家族介護者支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙おむつ等の給付</li> <li>家族介護教室の開催</li> <li>介護者にとって利用しやすい相談窓口の充実</li> </ul>
(5) 介護給付の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>要支援・要介護認定の適正化</li> <li>ケアプランの点検</li> </ul>



## 介護保険事業費の見込みと介護保険料

### 介護保険事業費

介護保険事業にかかる総事業費は、標準給付費見込額と地域支援事業費見込額を合計し、下記のとおり設定します。

(単位：千円)

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度	3年間合計
標準給付費	26,772,756	27,679,754	28,584,351	83,036,861
地域支援事業費	1,192,585	1,268,619	1,308,638	3,769,842
総事業費	27,965,341	28,948,373	29,892,989	86,806,703

### 介護保険料の設定

事業費のうち、第1号被保険者が原則として23%を保険料として負担することとなり、保険料基準額の年額は77,470円(月額6,456円)となります。第1号被保険者の保険料については、所得等に応じて保険料が段階的に設定され、低所得者を負担軽減し、高所得者を負担加重します。本市においては、下記のとおり13段階の保険料設定とします。

所得段階	所得などの条件	基準額に対する割合	年額保険料
第1段階	生活保護を受給している人、又は世帯員全員が市民税非課税で高齢福祉年金を受給している人	×0.48	37,180円
	本人及び世帯員全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人		
第2段階	本人及び世帯員全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超え、120万円以下の人	×0.725	56,160円
第3段階	本人及び世帯員全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階以外の人	×0.75	58,100円
第4段階	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	×0.875	67,780円
第5段階	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がいる人で、第4段階以外の人	×1.00 (基準額)	77,470円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間120万円未満の人	×1.20	92,960円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間120万円以上、200万円未満の人	×1.30	100,710円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間200万円以上、250万円未満の人	×1.50	116,200円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間250万円以上、300万円未満の人	×1.70	131,690円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間300万円以上、500万円未満の人	×1.80	139,440円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間500万円以上、750万円未満の人	×1.90	147,190円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間750万円以上、1,000万円未満の人	×2.10	162,680円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間1,000万円以上の人	×2.30	178,180円

なお、国の政令などに基づき、第1段階の保険料基準額に対する割合について、公費負担による軽減を図ります。

津市第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画—概要版— 平成30年3月

発行：津市 〒514-8611 津市西丸之内23番1号

編集：津市健康福祉部 介護保険課 電話(059)229-3149/E-mail 229-3149@city.tsu.lg.jp  
 高齢福祉課 電話(059)229-3156/E-mail 229-3156@city.tsu.lg.jp